



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年5月18日火曜日 第1558号

◇ 目 次 ◇ 告 示

鳥獣保護区の変更に関する公聴会の開催.....	533
特別保護地区の指定に関する公聴会の開催（3件）.....	533
救急病院の撤回.....	534
救急病院の協力申出.....	534
指定居宅支援事業者の指定.....	534
指定居宅支援事業を行う事業所の所在地の変更（2件）.....	534
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	535
新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	535
市営土地改良事業の施行の同意.....	536
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	536
村営土地改良事業の施行の同意.....	536
町営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	536
市営土地改良事業の計画の変更等の同意.....	536
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧.....	536
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	536
開発行為に関する工事の完了.....	537

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の名称の変更.....	537
------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1100号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 日時 平成16年6月28日（月）午前10時
- 2 場所 四国中央市三島宮川四丁目6-53
西条地方局四国中央庁舎3階会議室
- 3 案件 次の鳥獣保護区の変更
 - (1) 名称 三島嶺南鳥獣保護区
 - (2) 区域

四国中央市金砂町柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから同ダム管理支所進入路を南に進み、国道319号に出て、ここから同国道をほぼ南西に進み、県道高知伊予三島線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、富郷橋南端で銅山川に出て、同川右岸を上流に進み、富郷ダムえん堤東端に至る。ここから同ダム常時満水位の貯水線を南に進み、高橋谷橋北端で市道藤原葛川線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道葛川城師線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、市道城師大橋別子山線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、県道に出て、同県道をほぼ北東に進み、県道猿田三島線との交点に至り、ここから同県道を北東に進み、市道富坂千野々線との交点に至り、ここから同市道を北東

に進み、農道長瀬1号線との交点に至り、ここから同農道をほぼ東に進み、瀬川橋北端で同川に出て、同川左岸を下流に進み、平野橋北端で国道319号に至り、ここから同国道を北に進み、金砂町と富郷町との境界に至り、ここから同境界を北西に進み、法皇山脈の稜線に至り、ここから同稜線を東に進み、市道法皇山線に出て、同市道を東に進み、同えん堤東端に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を南ないし南東に進み、同端に至り、ここから同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域

- (3) 存続期間 平成16年11月1日から
平成26年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

西条地方局産業経済部四国中央林業課

（電話0896 23 2393）

○愛媛県告示第1101号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 日時 平成16年6月28日（月）午前10時
- 2 場所 四国中央市三島宮川四丁目6-53
西条地方局四国中央庁舎3階会議室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定

- (1) 名称 三島嶺南鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域

四国中央市金砂町柳瀬の柳瀬ダムえん堤西端を起点とし、ここから金砂湖常時満水位の貯水線をほぼ南西に進み、小川橋を経て、更に同線をほぼ西に進み、平野橋南端に至り、ここから同橋を渡り、同湖北岸で再び同線に至り、ここから同線をほぼ東に進み、同えん堤東端に至り、同えん堤を渡り、起点に至る線に囲まれた区域。

- (3) 存続期間 平成16年11月1日から
平成26年10月31日まで

4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

西条地方局産業経済部四国中央林業課

（電話0896 23 2393）

○愛媛県告示第1102号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成16年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成16年 6月10日（木）午後 2時
- 2 場所 伊予郡中山町出淵 2 - 120
中山町役場 2階大会議室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定

- (1) 名称 佐礼谷鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域

伊予郡中山町大字佐礼谷の仁生川橋西端を起点とし、ここから県道広田双海線をほぼ西に進み、犬寄部落に至る。ここから通称赤海山の稜線を北東に進み、町道赤海線と県道中山伊予線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、県道広田双海線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

- (3) 存続期間 平成16年11月 1日から
平成26年10月31日まで

- 4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

松山地方局産業経済部林業課
(電話089 932 5934)

○愛媛県告示第1103号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成16年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成16年 6月23日（水）午前10時
- 2 場所 上浮穴郡久万町大字久万町 571 - 1
松山地方局久万庁舎 3階会議室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定

- (1) 名称 芋坂鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域

上浮穴郡久万町大字父野川の林道芋坂支線と町道芋坂線との交点を起点とし、ここから同町道を南に進み、同郡小田町に至る作業道との交点に至り、ここから同作業道を南西に進み、久万町と小田町との境界で馬之地山に

至る稜線に至る。ここから同稜線を西に進み、同山に至る。ここから稜線を北ないし東に進み、同林道との交点に出て、同林道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域。

- (3) 存続期間 平成16年11月 1日から
平成26年10月31日まで

- 4 その他 公聴会開催に関する問い合わせ先は、次のとおり。

松山地方局産業経済部久万林業課
(電話0892 21 1265)

○愛媛県告示第1104号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成16年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
町立宇和病院	東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目246番地	宇 和 町
町立野村病院	東宇和郡野村町大字野村 9号 53番地	野 村 町

○愛媛県告示第1105号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町一丁目246番地 1	西 予 市	平成19年 3月31日 まで
西予市立野村病院	西予市野村町野村 9号 53番地	西 予 市	平成19年 3月31日 まで

○愛媛県告示第1106号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300117120	四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	藤 田 勝 志	児童デイサービス	四国中央市立みしま親子ホーム	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	平成16年 4月 1日
38000300118128	四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	藤 田 勝 志	児童デイサービス	四国中央市立かわのえ通園ホーム	四国中央市金生町下分791番地の2	平成16年 4月 1日

○愛媛県告示第1107号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の

所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービス の 種 類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000300048135	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	井 上 義 忠	児童短期入所	知的障害児短期入所事業所松葉学園	東宇和郡宇和町卯之町四丁目58	西予市宇和町神領534	平成16年4月1日

○愛媛県告示第1108号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービス の 種 類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所			届 出 年 月 日
	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	代 表 者 の 氏 名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
38000200061139	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	井 上 義 忠	知的障害者短期入所	知的障害者短期入所事業所松葉学園	東宇和郡宇和町卯之町四丁目58	西予市宇和町神領534	平成16年4月1日

○愛媛県告示第1109号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 月 年	届 出 の 日 月 年
ハトマート北条	北条市辻445番3他	大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	村 上 光 夫	上 田 宗 徳	平成16年4月1日	平成16年4月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに北条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、吉田町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・喜佐方地区）の施行を平成16年4月27日認可した。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、吉田町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・喜佐方地区）の施行を平成16年4月27日認可した。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・堀江新池地区）の施行に平成16年4月27日同意した。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・下和田地区）の施行に平成16年4月27日同意した。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、肱川町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・上影地地区）の施行に平成16年5月7日同意した。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、河辺村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・葉山地区）の施行に平成16年4月27日同意した。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、波方町から協議のあった土地改良事業（ほ場整備事業・八反地地区）の計画の変更に平成16年5月7日同意した。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1117号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、松山市から協議のあった土地改良事業（ほ場整備事業・奥久谷地区）の計画の変更に平成16年5月7日同意した。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1118号

四国中央市から協議のあった市営土地改良事業（団体営農道整備事業・木の川地区）の計画の変更は、適当と認められ

るので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（団体営農道整備事業・木の川地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年5月19日から6月15日まで
- 3 縦覧場所
四国中央市役所

○愛媛県告示第1119号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、内海村役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
内海村
南宇和郡内海村柏 497 番地
代表者 村長 加幡仁一
南宇和郡内海村平簪 356 番地
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
南宇和郡内海村家串 906 番 2 地先から同1079番地先までの公有水面
 - (2) 区域
次の1点から15点までを順次直線で結んだ線、15点と16点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と西ノ谷防波堤との境界線、16点と17点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）の陸と公有水面との境界線並びに17点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と南防波堤との境界線により囲まれた区域
基点（南宇和郡内海村家串1071番地先の一般県道網代鳥越線の道路端に設置された金属鋸）は、北緯33度02分55秒、東経132度28分17秒の地点
1点は、基点から真北238度18分29秒65.60メートルの地点
2点は、1点から真北23度39分21秒7.93メートルの地点
3点は、2点から真北113度39分21秒1.00メートルの地点
4点は、3点から真北23度39分21秒2.20メートルの地点
5点は、4点から真北293度39分21秒1.00メートルの

地点

6 点は、5 点から真北23度39分21秒 28.40 メートルの地点

7 点は、6 点から真北 113 度39分21秒1.00メートルの地点

8 点は、7 点から真北23度39分21秒2.20メートルの地点

9 点は、8 点から真北 293 度39分21秒1.00メートルの地点

10 点は、9 点から真北23度39分21秒7.45メートルの地点

11 点は、10 点から真北 323 度39分21秒1.50メートルの地点

12 点は、11 点から真北53度39分21秒3.00メートルの地点

13 点は、12 点から真北 323 度39分21秒 40.25 メートル

の地点

14 点は、13 点から真北 233 度39分21秒3.00メートルの地点

15 点は、14 点から真北 323 度39分21秒3.25メートルの地点

16 点は、15 点から真北45度48分39秒 16.74 メートルの地点

17 点は、16 点から真北 176 度14分27秒 99.72 メートルの地点

(3) 面積

3,311.26平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成15年3月7日 愛媛県指令港第57号

4 しゅん功認可年月日

平成16年5月18日

○愛媛県告示第1120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年5月18日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16西局丹土（開）第4号 平成16年4月21日	東予市三津屋東22番1、22番2、22番3、22番4、22番5、22番6、22番7及び22番8	松山市朝生田町三丁目1番12号 えひめ生活協同組合 理事長 大川 耕 三
16松局建（開）第1号 平成16年4月26日	北条市大浦155番2、155番3、155番4及び155番7	北条市中須賀270番地3 毛利 久満男
16松局伊土検（開）第2号 平成16年4月27日	伊予市上吾川字内台甲368番3	松山市清水町三丁目201番地3 コウテイ建設株式会社 代表取締役 西原 哲 弘
16松局伊土検（開）第3号 平成16年4月27日	伊予市上三谷字上り立甲2423番2	松山市土居田町812番地 ラフレシア杉浦L102号 松浦 雅晴 松浦 早美
16松局伊土検（開）第4号 平成16年4月27日	伊予市上三谷字上り立甲2423番3	松山市福音寺町34番地2 鳥 生 優 鳥 生 好美
16松局伊土検（開）第5号 平成16年4月27日	伊予郡松前町大字恵久美字弓領367番1	松山市道後今市9番38号 湯築マンション101号 夏 井 一 郷
16西局丹土（開）第5号 平成16年4月27日	周桑郡丹原町大字高松甲75番4	周桑郡丹原町大字丹原290番地3 今 井 幸 徳

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる病院として指定したもののうち、医療法人博愛会平成脳神経外科病院について、次のとおり名称の変更があった。

平成16年5月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

名 称	新	旧
	医療法人松山平会会平成脳神経外科病院	医療法人博愛会平成脳神経外科病院

